第百三十二条第二項中「債権者（」を「債権者であつて、」に、「しなければならないものに限る。次項において同じ。）」が第百三十四条において準用する第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者」を「受けなかつたもの（第百三十四条において準用する第百十二条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であつて、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改め、同条第四項中「第百十九条第六号」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第百四十一条第二項中「債権者（」を「債権者であつて、」に、「しなければならないものに限る。次項において同じ。）」が第百四十三条において準用する第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者」を「受けなかつたもの（第百四十三条において準用する第百十二条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であつて、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改める。

（技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の技術研究組合法（以下この条において「旧研究組合法」という。）第二十一条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任している技術研究組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の技術研究組合法（以下この条において「新研究組合法」という。）第二十一条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧研究組合法第六十一条第二項の組織変更計画の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式（旧研究組合法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）については、新研究組合法第七十五条の二の規定は、適用しない。

3　施行日前に旧研究組合法第百九条第二項、第百十八条第二項又は第百三十六条第二項の新設分割計画の承認があった場合におけるその承認に係る新設分割については、新研究組合法第百十四条第二項及び第三項、第百三十二条第二項及び第三項又は第百四十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に旧研究組合法第百十八条第二項の新設分割計画の承認があった場合におけるその新設分割時発行株式（旧研究組合法第百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式をいう。）については、新研究組合法第百三十条の二の規定は、適用しない。

（商店街振興組合法の一部改正）

第百三条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五項を次のように改める。

5　組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は当該組合に代わつてその事業に関する一切の裁判上若しくは裁判外の行為をする権限を有する使用人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第四十六条の三第三項中「及び同法第三百六十一条」を「並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項」に、「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第五十一条第九項中「第四項を」を「第四項から第六項までを」に改める。

第五十一条の四中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第七十五条の二　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によつて消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

2　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

第七十六条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第七十八条中「第三百六十一条（第一項及び第四項）」に、「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百四条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の商店街振興組合法第四十四条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任している商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の商店街振興組合法第四十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の合併については、なお従前の例による。

（中小企業投資育成株式会社法及び日本アルコール産業株式会社法の一部改正）

第百五条　次に掲げる法律の規定中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

一　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第四条

二　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）第五条

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百六条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第百七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第十八条中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附則第十七条中「第八百四十九条第二項」を「第八百四十九条第三項」に改める。